

# 学校いじめ防止基本方針

東桂小学校

## I. はじめに

いじめは、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題です。平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめ防止・いじめの早期発見及びいじめへの迅速な誠意ある対応をいう。以下同じ）のための総合的かつ効果的に推進するために「基本方針」を策定する。

### ○学校いじめ防止基本方針の策定

#### いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## II. いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実をふまえ、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長を阻害され、その生命または、心身に危険を及ぼす恐れがある。そのため、すべての児童が、いじめの重大さを認識し、いじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に重大な悪影響を及ぼす許されない行為であることを理解できるようにする必要がある。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進めていく必要がある。学校全体でいじめの未然防止、早期発見の手立て、早期対応について基本的な認識や考え方を共通理解し、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努めなくてはならない。

### 2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（「法」第2条より）

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表現的・形式的にすることなく、いじめられた側に立つことが必要である。また、一教員が判断するのではなく組織的に対応し、判断する。
- ・平成17年までの「弱い者」「一方的」「継続的」「深刻」「攻撃」という言葉は削除されている。

## ※具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅しの文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

### (3) いじめに関する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、解消後にも注視が必要である。
- ⑨ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む必要がある。

## Ⅲ. いじめ対策の組織

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

いじめ防止対策推進法第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置と実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

→「いじめ問題」への組織的な取り組みを推進するために、生徒指導部会の中に「いじめ対策委員会」を組織し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### (1) 「いじめ対策委員会」の設置

- ① 校長、教頭、養護教諭、学級担任等など、教職員全員で組織する生徒指導部会において「いじめ対策委員会」を学期一回以上開催する。

いじめ事案の発生時においては、緊急対応会議を開催し、事案に応じて、対応班を組織し対処する。

- ② 構成員においては、必要に応じて、SC や SSW、また、市研修センター担当など外部機関から招請し、総合的な対策を図る。
- ③ 定期的に、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る機会を持つ。
- ④ 必要に応じて、学校評議委員会・PTA 執行部会等において、対応協議・協力を要請する。

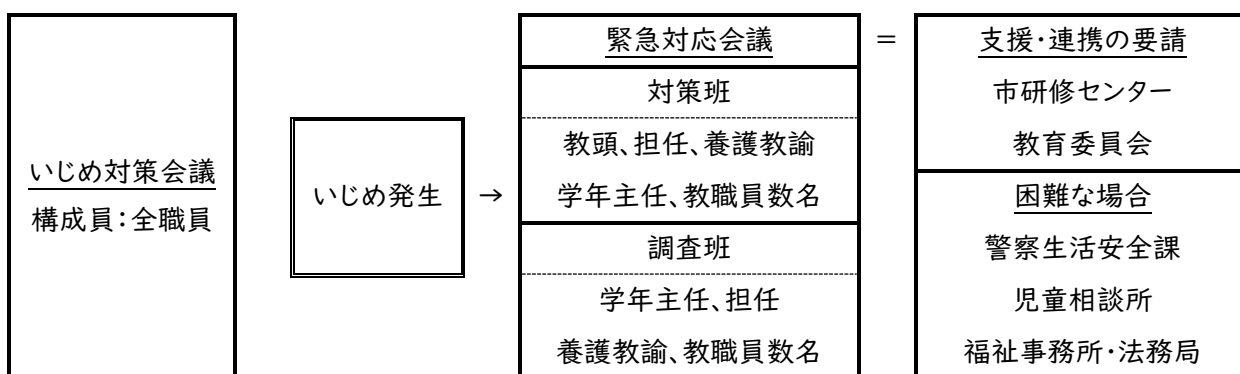
## (2) 「いじめ対策委員会」の役割

いじめ対策委員会は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって以下の役割を担う。

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談や通報の窓口  
(窓口は生徒指導主任。但、緊急を要する場合や生指不在時は、教頭)
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有化を行う。
- ・いじめの情報がある場合は緊急会議を開き、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。  
→いじめの判断は組織的に行う。  
→教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、委員会に報告相談する。

## (3) 「いじめ対策委員会」の組織

いじめ対策委員は、教職員全員で組織する。組織は以下の通りとする。



※緊急対応会議は、校長・教頭・生徒指導主任、学年主任、担任、養護教諭等(状況に応じて)

※状況による、調査班を編成する。

※対応班・調査班からの情報提供や事案による対応は、生徒指導会議等で報告・徹底する。

## IV. いじめ防止のための取り組み

### (1) 未然防止の取り組み

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが大切である。そのためには「いじめは、どの子どもにも、どの学級どの学校にも起こりうる。どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。」という事実を、全教職員がふまえ、子どもの尊厳が守られ、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめに向かわせない土壌づくりに取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、子どもが、周りの友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような学級づくりや集団づくりを行っていくことである。すべての子どもに集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、様々な人間関係の中から生まれるストレスにとらわれることなく、お互いに認め合える人間関係や好ましい学級や学校の気風を作り出すことが出来、いじめの未然防止の第一歩となると考える。

### ①いじめについての共通理解

いじめの態様や特質・原因や背景・具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また、全校集会や学級活動などで校長や学級担任などが、日常的にいじめ問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していくことが大切である。

### ②子どもや学級の様子への把握

子どもの様子を知るためには、教職員の見とりが大切である。子ども達の中に入り、同じ目線で考え、場を共にする事が欠かせない。その中で、それぞれの子ども達の置かれた状態や心の在り方などを推し量り、集団づくりを進めていくことが求められる。

### ③分かる授業づくり

子どもにとってストレスとなる要因は、友人関係での嫌な出来事、勉強が分からないなどがあげられる。学校生活の中で長く過ごす時間は勉強時間である。そこでの子どもの学力に対する自信のなさ、不安や不満、それに伴う消極的・否定的な態度、冷やかしからいなどは、学習意欲を低下させ、さらなる大きなストレスに発展させ、友だちなどにぶつかる要因となっていく。そのため、すべての子ども達が参加・活躍できる分かる授業づくりを進めていくことがきわめて大切である。

### ④いじめに向かわせない態度・能力の育成 —命や人権を尊重する豊かな心の育成—

全教育活動を通じた道徳教育の推進、特に思いやりの心を育む道徳教育の充実や人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育、また、様々な人々との関わりを深める体験活動を充実し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養うようにする。さらに、意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する力、自分の言動がどのように影響するか判断して行動できる力など、友だち等と円滑に交流を図る能力を養うことが重要である。

### ⑤家庭との連携

PTA 諸会議や学年部会などにおいて、いじめに対する学校の方針やいじめの実態、いじめ防止策の検討などの情報提供や話し合いを持つ。また、いじめ防止においても家庭教育の大切さを理解してもらうため広報活動を行っていく。

## **(2) 早期発見の取り組み**

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員や大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなけれ

ばならない。子ども達の些細な兆候を敏感に察知し、いじめではないかとの疑いを持って早期に複数の教職員で関わる必要がある。ここではいじめを見逃さない認知能力の向上が求められる。日頃から子ども達の見とりや信頼関係の構築等に努め、わずかな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに教職員相互が積極的に子どもの情報を交換し情報の共有化を図ることが大切である。

## 《早期発見のための手立て》

### ①アンケート調査

学期ごとの節目に実施。いじめや悩み・生活や人間関係の状況を把握する。

### ②個人ノート、生活ノート、教職員と子どもとの間で交わされる日記等

必要に応じて気になる児童には日記を書かせることで、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることができ、信頼関係が構築できる。内容によって、家庭訪問や個人面談等を通して対応する。

### ③個人面談・教育相談

定期的な教育相談週間を設けて、教育相談を実施する。

### ④日々の観察

児童がいるところには、必ず教職員がいるようにし、共に過ごす機会を積極的に設けるようにする。

### ⑤本人からの相談

児童自ら、いじめについて相談することは勇気のいることである。いじめる側からの圧力が加わり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分認識し、細心の注意を払い対応すべきである。

本人からの訴えに対しては、「よく言ってくれたね。全力で守るからね」という姿勢を伝えるだけでなく、教職員全力で守る手立てを考えなければならない。心のケアに努めるとともに、一時的に危険を回避する時間や場所を提供するなど、心身の安全を保証する。

### ⑥周りの友達からの相談

「よく言ってくれたね」とその勇気ある行動をほめ、情報の発信元は絶対に明らかにしないようにすることを伝える。新たないじめが発生しないように、他の児童の目の届かない場所で、訴えを真摯に聞き取る。

### ⑦保護者からの相談

いじめに気づいたとき、すぐに連絡して貰えるよう日頃から信頼関係を築いておくことが大切である。また、保護者の気持ちを十分に理解して接していくことが大切である。

### ⑧地域の方からの情報

社会全体で子ども達を見守り、健やかな成長を促していくことが望まれる。そのためには学校と地域・家庭の連携が必要である。日頃より、それぞれに学校の情報提供を積極的に行ったり、いじめに関して協議する場を設けたりしていくことが必要である。

## V. いじめへの対応

遊びや悪ふざけ、いじめの兆候またはいじめと疑われる行為を発見した時は、そのものを軽視することなく、その場でその行為を止めるとともに、早期に適切な対応をとることが重要である。ささいな兆候であっても、疑いのある行為に対しては、されている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体（いじめ対策委員会）で組織的に対応することが重要である。また、再発防止のために取り組む計画を立て継続して見守っていくことが大切である。

### (1) いじめ対応の基本的な取組

いじめ情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめ対策委員会緊急対応会議を開く。</li><li>・いじめられた児童を守る。(知らせた児童も守る。)</li><li>・見守り体制の整備(休み時間、掃除、登下校等)</li></ul>
正確な実態把握	<ul style="list-style-type: none"><li>・当事者双方から聞き取り、記録する。 ※1</li><li>・関係職員と情報を共有し、把握する。</li></ul>
指導体制・方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・すべての教職員との共通理解を図る。</li><li>・対応する教職員の役割分担をする。</li><li>・市教育委員会、市教育研修センター等との連携を図る。</li></ul>
児童への指導・支援 保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめられた児童を保護する。(不安を取り除く。)</li><li>・いじめた児童に、相手の痛みや苦しみに共感できる指導をする。あわせて「いじめは決して許されない」という意識を持たす。</li><li>・保護者とは直接会って対応策を話す。</li><li>・学校と連携を取るようにする。</li></ul>
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめた児童、いじめられた児童に継続的に指導や支援を行う。</li><li>・心のケアにあたる。</li><li>・心の教育の充実を図る。</li></ul>

#### ※1 聞き取り、記録内容

- 誰が誰をいじめているのか。○いつ、どこで起こったのか
- どのような内容か、どんな被害をうけたか。
- いじめのきっかけはどんなことからか
- いじめはいつごろからどのくらい続いているのか 等

## (2) いじめ発見時・発生時の対応

いじめを認知したり発見したりした教職員は、その時にその場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、学級担任、生徒指導担当等に連絡し、管理職に報告をする。

### ①いじめられた児童やいじめを知らせた児童を守り通す。

- ・事実確認は、他の児童の目に触れないように行う。状況に応じて、休み時間、登下校、掃除の時間など教師の目が届く体制を作る。

### ②事実確認し、情報を共有する。

- ・※1の内容を聞き取る。いじめている児童から聞き取るだけでなく、周りの児童や保護者などからも詳しく情報を得て正確に把握する。得た情報は、教職員間の共有を随時行う。

### ③いじめられた児童・いじめた児童・周りで見たりしていた児童への対応

#### i) いじめられた児童に対して

- ・事実確認するとともに、今の気持ちに共感してあげ、心の安定を図る。  
児童にとって信頼できる人と連携し寄り添い支える体制をつくる。  
「守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。  
自信を持たせる言葉がけをする。(良さを見つけ、ほめたり認めたりする。)

#### ii) いじめた児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況について十分に聞き取る。
- ・孤立感や疎外感を与えないように配慮しつつ、いじめは人格を傷つける行為であり決して許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに不満やストレスがあってもいじめに決して向かわない気持ちを育てる。

#### iii) 周りで見たりしていた児童に対して

- ・自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせていく勇気を持つように伝えていく。
- ・はやし立てたり、見ぬふりをしたりすることも、いじめを肯定していることであるということを理解させる。

### ④保護者への対応

#### i) いじめられた児童の保護者

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問し保護者と会い、事実関係を伝える。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について話し、家庭と継続して連携を取りながら、解決に向けて取り組む姿勢を伝える。
- ・保護者のつらさや不安を共感的に受け止めるようにする。

#### ii) いじめた児童の保護者

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の気持ちを伝えるとともに、学校とともによりよい解決を図っていきたい事を伝える。
- ・事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。

### (3) いじめ解消の定義について

- ◇行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月続いていること
- ◇被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

を目安にし、対応が一時的なものにならないよう留意する。

また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが、再発する可能性が十分にあることをふまえ、学校教職員は、被害児童及び加害児童について日常的に注意深く観察する必要がある。

### (4) ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除などを迅速に対応しなければならない。犯罪、法律違反として、事案によっては、警察（法務局又は地方法務局）など専門的な機関とも連携して対応していくことが必要である。

#### ① ネットいじめ

パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、携帯ゲーム機を利用して、SNSや、メール、オンラインゲーム上で、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等を行うことを言う。

#### ② 未然防止

学校の決まりの遵守やモラル教育だけでは不十分であるため、家庭での指導が大切である。保護者と連携・協力して指導していくようにする。

- ・家庭における、情報機器の扱い方についてのルールづくり
- ・携帯ゲーム機、オンラインゲームでも簡単に通信ができることや、スマートフォンを使ってのトラブルが実際に起こっていることを家庭に呼び掛けていく。
- ・表情の変化、携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている子どものサインを見逃さないように気をつけていく。

#### ③ ネットいじめへの対応

被害拡大を防ぐために、専門機関などに相談し、書き込みの削除を早急に行う。

- ・書き込みの削除など、SNS上での具体的な対応について保護者に助言する。

ICTの進歩により常に新しい問題に関心をもっていくことが必要である。

## VI. 重大事態への対処

---

### (1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。（不登校重大事態とし、年間の欠席が30日程度以上、連続した欠席の場合は状況により判断）（法 28条①）



## (2) 重大事態の報告

- ①学校は重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者や地方公共団体の長等に報告する。
- ②被害児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、学校の認識如何を問わず、重大事態発生としたものとして調査・報告等を行う。

## (3) 重大事態の調査

設置者の指導・支援のもと 以下の通り対応する。

- ①重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- ②調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④調査結果を学校の設置者及び地方公共団体の長等に報告する。
- ⑤いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。(法 28条②)

### 【説明時の注意点】

- ・「いじめはなかった」などといった断定的な説明はしてはならない。また「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。
- ・事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、詳細な調査結果を待たずして、速やかに被害児童・保護者に対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。
- ・被害児童・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。
- ・個人情報保護条例等に従い、関係者の個人情報には十分配慮すること。

- ⑥いじめをうけた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ⑦「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

## VII. その他の留意事項

---

### (1) 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する研修を行う。(生徒指導会議)

### (2) 校務の効率化

教職員が児童と向き合う時間を確保し、いじめの防止に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

### (3) 学校評価の活用

いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さずいじめの実態把握や対応が促されるように、児童や地域の状況をふまえた目標設定や達成状況を評価し、改善に組織的に取り組むようにする。

### (4) 地域や家庭との連携

家庭や地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めると共に、家庭訪問・授業参観・学年部会・学校だより・学級だより・ホームページ等を通じて家庭との密接な連携を図る。

保護者や地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進していくことが大切である。

## VIII. いじめ防止指導計画

### 1学期

	アンケートの実施	対策委員会(定例会)	学年・学級・登校班等		児童会	保護者
4月		○	学年開き	学級集団づくり 1学期計画	1年生を迎える会	家庭訪問
5月	○	○	校外学習 実行委員会	校外学習 グループづくり	縦割り班づくり 児童総会	授業参観 総会・部会
6月		○			児童集会	
7月		○	情報モラル・長期休業指導			
教職員	・いじめ防止基本方針理解 ・組織づくり ・校内研修 ・道徳教育の推進 ・教育相談 ・SC、SSWとの連携 ・研修等への参加 ・地区健全育成協議会					

### 2学期

	アンケートの実施	対策委員会(定例会)	学年・学級・登校班等		児童会	保護者
8月		○	学年集会	2学期計画		
9月		○	運動会への取組	運動会への取組	運動会への取組	運動会参観
10月	○	○	校外学習 実行委員会	校外学習 グループづくり		土曜参観 P講演会
11月		○	学年集会		児童集会 縦割り班活動 役員選挙	個別懇談会
12月		○	情報モラル・長期休業指導		ショート集会	
教職員	・道徳教育の推進 ・教育相談 ・SC、SSWとの連携 ・地区健全育成協議会					

### 3学期

	アンケートの 実施	対策委員会 (定例会)	学年・学級・登校班等		児童会	保護者
1月		○	学年集会	3学期計画		
2月	○	○	送る会実行委員		児童総会 送る会	授業参観 学年部会
3月		○	年度末の取組	年度末の取組		
教職員	・道徳教育の推進 ・教育相談 ・SC、SSWとの連携					

いじめを生まない学校づくりを目指し、教育活動全体を通して、心の通う人間関係の構築や豊かな心の育成等に教職員が一団となって継続的に取り組んでいくことが大切である。そのため、児童の豊かな情操や道徳心を育て、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養うことが大切である。また、いじめの背景となるストレスなどの要因についての改善を図り、適切に対処できる力を育むとともに、すべての児童が自己有用感を感じられる学校・学級づくりが必要である。

これらのことをふまえ、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）13条の規定及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）国・県および市のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校における「いじめ防止基本方針」を策定した。